

○松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例施行規則

昭和 57 年 3 月 31 日

規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例(昭和 56 年条例第 56 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(自転車駐車場設置の基準)

第 2 条 条例第 7 条に規定する自転車駐車場の面積の基準は、別表に定めるとおりとする。この場合において、同表に定める店舗面積は、自転車等の利用者が当該施設において利用する部分の面積とする。

2 店舗面積が 5,000m<sup>2</sup> を超える施設(複合用途施設を除く。)については、前項の規定にかかわらず、店舗面積が 5,000m<sup>2</sup> までの部分について別表により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積が 5,000m<sup>2</sup> を超える部分について同表により算定した自転車駐車場の規模に 2 分の 1 を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表により算定した自転車駐車場の規模とする。

3 複合用途施設で各用途の店舗面積の合計(以下本項において「合計面積」という。)が 5,000m<sup>2</sup> を超える場合には、第 1 項の規定にかかわらず、合計面積が 5,000m<sup>2</sup> までの部分における各用途の店舗面積が 5,000m<sup>2</sup> に占める割合と、合計面積が 5,000m<sup>2</sup> を超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、別表により算定した自転車駐車場の規模とする。

4 別表に掲げる施設を増改築しようとする者は、当該増改築後の施設をすべて新築したとみなして前 3 項の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置され、又は設置されているとみなすことができる自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置しなければならない。

5 当該施設が商業地域又は近隣商業地域の内外にわたるときは、商業地域又は近隣商業地域として定められていない区域に存する部分は存しないものとみなして別表の規定を適用する。

(自転車駐車場設置等の届出)

第 3 条 前条に規定する自転車駐車場を設置し、又は変更しようとする者は、自転車駐車場設置(変更)届(様式第 1 号)により次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 施設の用途及び店舗面積
- (3) 自転車駐車場の位置及び規模
- (4) 自転車駐車場の構造及び設備
- (5) 自転車駐車場の位置図

(指導及び警告)

第 4 条 条例第 10 条の 3に規定する指導は口頭又は文書によるものとし、警告は

警告書によるものとする。

(放置自転車等の撤去及び保管)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項に規定する一定時間は、前条の警告書を添付後 6 時間とする。

2 条例第 11 条第 3 項に規定する告示の期間は、7 日間とする。

(身分証明書)

第 6 条 条例第 11 条の 2に規定する身分を示す証明書は、松本市放置自転車等業務従事者身分証明書(様式第 2 号)によるものとする。

(保管した自転車等の返還等)

第 6 条の 2 条例第 12 条第 1 項に規定する保管した自転車等の返還を受けようとする者は、保管した自転車等の鍵その他保管した自転車等の所有者又は利用者であることを証するものを提示し、松本市放置自転車等返還申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第 12 条第 3 項に規定する相当期間は、2 カ月とする。

(売却代金の返還)

第 7 条 条例第 12 条第 4 項に規定する売却代金の返還を受けようとする者は、松本市放置自転車等売却代金返還申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当であると認められるときは、申請者に対し、松本市放置自転車等売却代金返還決定書(様式第 5 号)を交付し、代金を返還するものとする。

(誓約書)

第 8 条 条例第 13 条に規定する誓約書は様式第 6 号によるものとする。

(費用の徴収)

第 9 条 条例第 14 条に規定する費用の額は、1,040 円とし、納入通知書兼領収書(様式第 7 号)により徴収するものとする。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条及び第 10 条の規定は、昭和 57 年 4 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 22 日規則第 7 号)

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 9 月 26 日規則第 38 号)

この規則は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 8 月 1 日規則第 34 号)

この規則は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 26 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 23 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 2 条及び別表第 1 の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後に設置又は変更する自転車駐車場から適用する。

附 則(平成 17 年 7 月 29 日規則第 117 号)

この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 41 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 9 条及び様式第 7 号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収するものから適用し、施行日前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 52 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 9 条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収するものから適用し、施行日前に徴収するものについては、なお従前の例による。

### 別表

施設の種類	設置基準
百貨店、スーパーマーケット、飲食店並びに食料品及び書籍等の小売業店	店舗面積 30 平方メートルにつき 1 台
銀行等の金融機関	店舗面積 30 平方メートルにつき 1 台
パチンコ、ゲームセンター等の遊技場	店舗面積 15 平方メートルにつき 1 台
文化教室、学習塾その他これに類するもの	店舗面積 15 平方メートルにつき 1 台
劇場、映画館、演芸場等の観覧場	店舗面積 20 平方メートルにつき 1 台
公共施設その他市長が特に必要と認める施設	店舗面積 30 平方メートルにつき 1 台
複合用途施設	上記の各用途に応じて算出した台数の合計台数

備考 台数の算定において、1 台未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

様式第 1 号(第 3 条関係)

自転車駐車場設置(変更)届

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

下記のとおり自転車駐車場を設置(変更)します。

記

(1) 施設の用途	
(2) 店舗面積	m <sup>2</sup>
(3) 自転車駐車場位置	別図
(4) 自転車駐車場収容台数	台
(5) 自転車駐車場構造及び設備	別図

(注意) 附近見取図(1/3,000 都市計画図)、配置図、平面図を添付して下さい。

(審査欄)

店舗面積 a	収容台数 b	設置基準 c	必要台数 (a/c)D	設置不足数 D-b		
m <sup>2</sup>	台	(ア) 30m <sup>2</sup> に 1 台 (イ) 20m <sup>2</sup> に 1 台 (ウ) 15m <sup>2</sup> に 1 台	台 =	台		
		受付番号	係	室長	課長	部長

第 号

松本市放置自転車等業務従事者身分証明書

下記の者は、松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例第 10 条の 3 並びに第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、放置自転車等業務に従事する者であることを証明する。

写真

氏名

年 月 日発行

松本市長

印

年 月 日

松本市放置自転車等返還申請書

(あて先)松本市長

申請者住所

氏名

電話

松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例施行規則第 6 条の 2 の規定により次のとおり自転車等の返還を申請します。

整理番号		所有者との 関係	1 本人    2 家族    3 その他(    )
放置した場所			
放置した日時	年 月 日	午前・午後	時 分ごろ
防犯登録番号 等	防犯登録等    ・    学校登録		
確認	1 免許証 5 定期券	2 保険証 6 その他(    )	3 身分証明書 4 鍵
返還日	年 月 日		
引取方法	1 自主的    2 返還通知    3 その他(    )		

(太枠内は記入しないでください。)

受領書

上記の自転車等の返還を受けました。

年 月 日

(あて先)松本市長

受領者住所

氏名

様式第4号(第7条関係)

松本市放置自転車等売却代金返還申請書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

電話

次の該当自転車等について、松本市放置自転車等売却代金の返還を申請します。

移送年月日	
対象車種	スポーツ・実用・兼用・ミニ・婦人用・その他( )
メーカー	
塗色	
タイヤサイズ	
防犯登録	
車体番号	
※ナンバー	

注 該当する字句を○で囲んでください。

※については原動機付自転車のみ。

様式第 5 号(第 7 条関係)

松本市放置自転車等売却代金返還決定書

年 月 日

様

松本市長

印

次の該当自転車等について、松本市放置自転車等売却代金を返還します。

移送年月日	
対象車種	スポーツ・実用・兼用・ミニ・婦人用・その他( )
メーカー	
塗色	
タイヤサイズ	
防犯登録	
車体番号	
※ナンバー	
返還金額	

注 ※については原動機付自転車のみ。

誓約書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

私は、松本市自転車及安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例第 4 条第 4 号の「自転車等の利用者は、公共の場所等では、指定された場所以外に自転車等をみだりに放置し、良好な生活環境を悪化してはならない。」規定に違反したことを深く反省し、今後再び上記の行為を行わないことを誓約します。

様式第7号(第9条関係)

(表)

<p>No. _____ 年 月 日</p> <p>撤去及び保管料 1,040 円</p>	<p style="text-align: center;">納入通知書兼領収書</p> <p>No. _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">放置自転車等撤去及び保管費用 撤去及び保管料 1,040 円</p> <p style="text-align: right;">松本市長 印</p>
---	--

(裏)

<p style="text-align: center;">〔注意事項〕</p> <p>自転車等の利用者等の責務として次に掲げる事項について条例で規定されております。</p> <p>(自転車)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 防犯登録をしなければならない。</li><li>2 施錠をしなければならない。</li><li>3 自転車の安全利用に努めなければならない。</li></ol> <p>(自転車等)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>4 公共の場所等では、指定された場所以外に自転車等をみだりに放置し、良好な生活環境を悪化してはならない。</li></ol>	
---	--